

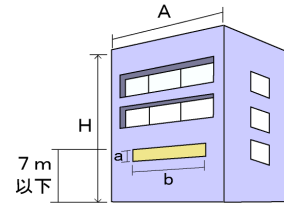
■ 広告景観モデル地区基準抜粋 ■

【 壁面を利用するもの 】

□ 広告景観モデル地区 □

区 分	広告景観モデル地区
表示面積	壁面の 1/10 以下（テナント広告、広告幕を含む） 2㎡以下（広告幕を含む）
高 さ	表示面上端から下端までの長さは、7m以下であること
色 彩	(a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の単色とする。
その他の表示方法	(a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。

$$a b \leq A H \times 1 / 10 \leq 2 \text{ m}^2$$

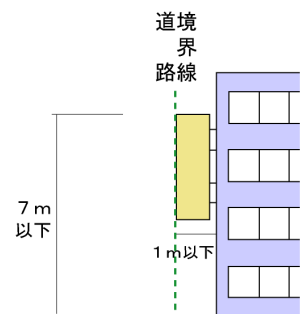


● 記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。

【 壁面より突出するもの 】

□ 広告景観モデル地区 □

区 分	広告景観モデル地区
数 量	1個以下で敷地内とする。
高 さ	7m以下
色 彩	(a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の単色とする。
その他の表示方法	(a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。



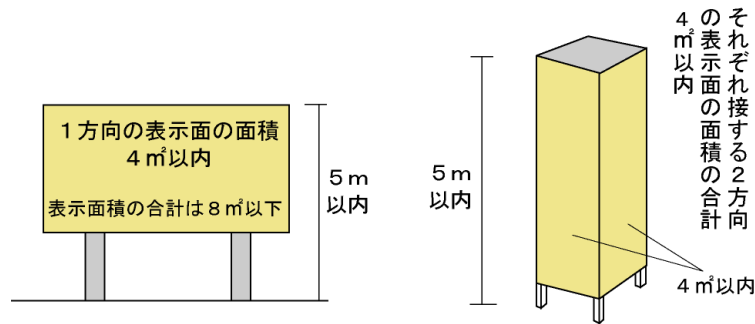
● 記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。

【 自己の敷地に建植するもの 】

□広告景観モデル地区□

区 分	広告板	広告塔
表示面積	1方向の表示面の面積は4㎡以下とし、かつ、表示面積は8㎡以下とする	それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は4㎡以下とし、かつ、表示面積は8㎡以下とする
地上からの高さ	5m以下	
色 彩	(a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の単色とする。	
その他の表示方法	(a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。	

- 記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。



【 自己の敷地外に建植するもの 】（道標・案内図板等）

□広告景観モデル地区□

区 分	広告景観モデル地区
1方向の表示面積 (広告塔は2方向の表示面積の合計)	4㎡以下 寄贈者名等の表示は、当該表示部分の 存する表示面の面積の1/10以下とする。
色 彩	(a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の単色とする。
その他の表示方法	(a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。

- 記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。

【 自己の敷地外に建植するもの 】（案内誘導・集合案内誘導等）

□広告景観モデル地区□

区 分	広告景観モデル地区
1 方向の表示面積 (広告塔は 2 方向 の表示面積の合 計)	1 m ² 以下 一つの交差点で二つ以上の施設を案内誘導する場合は、原則として集合広告とする。
表 示・設置場所	原則として掲出は交差点周辺に限る
色 彩	(a) 原則として地色に彩度の高い色を使用しない。 (b) 原則として広告物裏面、フレーム、脚部、取り付け部等は、低彩度の単色とする。 (c) 集合広告では、表示の規格を統一する。
その他の 表示方法	(a) 原則として木板とするか切文字、箱文字を使用する。 (b) 材料は地域で慣れ親しまれた素材（木や石等）を使用する (c) ネオンサイン等は禁止する。

- 記載のない基準については、該当する地域の基準をご覧ください。